

## 名張市社会福祉法人連絡会 災害時における相互支援に関する協定書

名張市社会福祉法人連絡会に加入する社会福祉法人（以下「会員法人」という。）が経営する施設において、地震等の自然災害や火災、感染症等（以下「災害」という。）で被害を受けた場合、会員法人間で支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう、その支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害で被害を受けた場合において、会員法人が相互に協力し、支援活動を円滑に実施し、施設利用者等の安全の確保及び施設の安定的な運営等を図ることを目的とする。

### （支援の内容）

第2条 支援が可能な会員法人（以下「支援法人」という。）は、支援を必要とする施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- （1）被災施設の利用者の受入れ
- （2）被災施設への生活物資等の提供及び職員の派遣
- （3）その他必要と認められる支援

2 支援法人は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- （1）受入施設への生活物資等の提供及び職員の派遣
- （2）その他必要と認められる支援

### （支援の要請）

第3条 利用者の避難等を必要とする被災施設が、前条第1項に掲げる支援を要請しようとするときは、会長に対し支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、会長に対し支援要請書（様式第2号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

3 受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、会長に対して支援要請書（様式第3号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

(支援の通知)

第4条 支援要請書により支援要請があった場合は、役員会において協議し、速やかに支援内容通知書(様式第4号)により被災施設と支援法人に通知する。ただし緊急を要する場合は、口頭により支援の内容を通知し、その後速やかに文書をもって行うものとする。

(支援の実施)

第5条 支援法人は、実際の支援にあつては、被災施設又は受入施設との間で調整等を行って速やかに支援を行うものとする。ただし、派遣職員の担当する業務については、派遣職員の安全を確保することを前提とする。

(指揮命令)

第6条 派遣職員は、被災施設または受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援法人との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用については、被災施設または受入施設と支援法人との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 派遣職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 派遣職員が、被災施設又は受入施設への往復途中または支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援法人が補償するものとする。ただし、必要に応じて支援法人は被災施設又は受入施設との協議により各施設が加入する補償の範囲内で求償を行うことができる。
- (2) 派遣職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設は各施設が加入する補償の範囲内で、その損害を補償するものとする。ただし、被災施設または受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援法人がその損害を補償するものとする。

(情報共有)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、会員法人は非常時連絡簿(別紙)を整備し、これを共有するとともに、必要に応じて非常時連絡簿の更新を行うものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、役員会等で決定するものとする。ただし、緊急を要するときは、被災施設又は受入施設と支援法人との協議の上、決定するものとする。

2 会員法人が、会員法人以外の社会福祉法人から第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、可能な限り協力するものとする。

この協定の締結を証するため、会員法人の代表者がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月18日

(五十音順)

社会福祉法人 鶯鳴会  
理事長 中森 孝榮

社会福祉法人 おきつも福祉会  
理事長 岡井 謙一

社会福祉法人 グリーンセンター福祉会  
理事長 花本 克則

社会福祉法人 敬親会  
理事長 辻森 孝重

社会福祉法人 敬峰会  
理事長 中川 敬史

社会福祉法人 弘仁会  
理事長 世古口 緑

社会福祉法人 こもはら福祉会  
理事長 家里 英夫

社会福祉法人 サンフラワー名張  
理事長 中村 雪夫

社会福祉法人 つつじ会  
理事長 藤森 至

社会福祉法人 東海宏和福祉会  
理事長 有岡 久一

社会福祉法人 名張育成会  
理事長 市川 知恵子

社会福祉法人 名張厚生協会  
理事長 山口 伴尚

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会  
会長 杉本 丈夫